⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書の作成の要否　要。
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yuji Hatamura, Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 3 Units of Truck with Traffic Sigh
⑷　Delivery period : 180 days from the next day of the contract day
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in eithers formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned,
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned,
⑤　Being the person who proved that production specifications satisfy specifications.
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 28 May 2014 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 27 May 2014)
⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 10 July 2014
⑼　Contact point for the notice : Yusuke Inoue, Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4—1—3 Asahimachi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture, 760—0065, Japan. TEL 087—825—1886

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術提案等を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。
本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。
平成26年５月７日
支出負担行為担当官
九州農政局長　井上　　明
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁（５工区）建設工事
⑶　工事場所　鹿児島県大島郡知名町大字余多地内
⑷　工事内容　本工事は、沖永良部土地改良事業計画に基づき、地下ダム止水壁工事の施工を行うものである。止水壁工　１式　仮設工　１式
⑸　工期　平成28年２月５日まで
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート　１式、高炉セメント　１式、調整スラグ　１式、フライアッシュ　１式、ベントナイト　１式
⑺　下記内容の対象工事である。
①　提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。
⑤　入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。なお、電子入札システムからダウンロードできない状況にある者は、下記４の⑵のとおり配布する。
⑥　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　九州農政局における「土木一般工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。
⑸　九州農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,250点以上であること。（上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹　施工実績
①　平成11年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。
②　同種工事とは、原位置撹拌工法による止水壁、土留壁等の柱列式地下連続壁工事とする。なお、工事規模は掘削深度40m以上とする。また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記２の⑹に掲げる同種工事の施工実績を有すること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。ただし、同種工事の施工実績として工期の３分の２又は１年以上の従事期間の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、同種工事の経験を有している１人の監理（主任）技術者で足りる。
⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。